

## 令和7年度償却資産申告書データ関連業務（AI-OCR） 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 業務名

令和7年度償却資産申告書データ関連業務（AI-OCR）

### 2 業務内容に関する事項

#### （1）目的

本業務は、固定資産税（償却資産）の課税業務について、先端技術を活用し効率化することで職員の負担軽減を図るため、本市の所有する償却資産サブシステムへ連携するデータを、スキャナ、AI-OCRを用いて、紙で提出された償却資産申告書類の画像データ化及びテキストデータ化するものである。

#### （2）内容

- ・償却資産申告書等のAI-OCRによるテキストデータ化並びに画像データ化に関する業務
- ・AI-OCRの読取精度の向上対策の実施業務

（別紙「仕様書」のとおり）

#### （3）予定価格（契約上限額）

金 43,658,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### （4）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### （5）履行場所

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎4階  
神戸市 行財政局 税務部 固定資産税企画課

### 3 契約に関する事項

#### （1）契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### （2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査に合格後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### （3）契約書案

神戸市指定の様式により別途契約する。

#### （4）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- （3）企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- （4）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- （5）地方自治体等へ提出される申告書等の処理の効率化をAI-OCR等の先端技術を用いて実施した経験を有する者。

## 5 スケジュール

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 公募開始                                  | 令和7年 2月19日(水)       |
| 実施要領、仕様書及び各種様式については、本市ホームページからダウンロードすること。 |                     |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限                         | 令和7年 3月 6日(木)       |
| (3) 質問受付締切                                | 令和7年 3月 7日(金)       |
| (4) 参加資格決定通知                              | 令和7年 3月10日(月)       |
| (5) 質問に対する回答                              | 令和7年 3月14日(金)       |
| (6) 企画提案書の提出期限                            | 令和7年 3月19日(水)       |
| (7) 企画提案書に対する質問書の送付                       | 令和7年 3月26日(水)       |
| (8) 質問書に対する回答期限                           | (7)の質問書を受理した日から5日以内 |
| (9) 選定結果通知                                | 令和7年 4月14日(月)       |
| (10) 契約締結・業務開始                            | 令和7年 4月中旬 (予定)      |
| (11) 業務完了                                 | 令和8年 3月31日(火)       |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ① 受付期間 令和7年2月19日(水)から令和7年3月6日(木)午後5時まで(必着)  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ② 提出書類
  - ア. プロポーザル参加申込書(様式第1号)
  - イ. 会社概要書(様式第3号)
  - ウ. 業務実績書(様式第4号)及び「4 応募資格(5)」の実績が証明できる契約書及び仕様書の写し
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出場所 行財政局税務部固定資産税企画課に郵送又は持参
- ⑤ 参加資格決定通知 令和7年3月10日(月)に、郵便で発送する。

### (2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和7年2月19日(水)から令和7年3月7日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出方法 別紙「質問票」(様式第2号)に必要事項を記載し、行財政局税務部固定資産税企画課 亀野又は花谷まで、Eメールにより提出すること。  
・メールアドレス [koteishisanzeika2@office.city.kobe.lg.jp](mailto:koteishisanzeika2@office.city.kobe.lg.jp)
- ③ 回答 参加者全者に対して、令和7年3月14日(金)に、Eメールにより回答する。

### (3) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書は、A4版とし、様式はこだわらないが(様式第5号例示)、6(3)③に掲げる項目のうちどの事項を記載した書類であるかを明確にすること。
- ② 企画提案書の枚数は、(片面で)13ページ以内とする(印刷は両面にすること)。
- ③ 企画提案書について、7(1)に定める選定基準の内容を踏まえ、次に掲げる事項について記載すること。
  - ア 業務実施方針(A4 2ページ以内)  
本業務を実施するに当たっての基本的な方針について、本市ホームページにおける「市政情報」の「行財政改革」のページを参考に、本業務の目的及び本市の行財政改革の取り組み内容を踏まえた上で、記載すること。

イ 工程表（任意様式・2ページ以内）

仕様書に記載の作業項目及び成果品を把握した上で、本業務の工程表を作成すること。  
その際、委託側と受託側の連携・協議方法や委託側の進捗管理の方法がわかるようにすること

ウ 課題の設定及び当該課題に対する解決手法（任意様式、A4・3ページ以内）

次に掲げるテーマについて、詳細に記載すること。

- ・本市における固定資産税（償却資産）の課税事務は、大量の紙申告書を扱う処理を行っており、決められた時期に多くの処理を手作業にて行わなければならないため、職員の大きな負担となっている。そこで令和6年度よりAI-OCRによる紙申告書のデータ化、論理チェック等行う償却資産サブシステムを導入した。その中で事務効率を高めるためには、AI-OCRによる読み取りにおける読み取り精度の向上が必要となる。そのため、読み取り精度の向上対策について、その根拠及び手法と実施期間を当初課税時期と年度中途時期に分けて、具体的に提案すること。

エ 業務実施体制（配置予定者一覧：様式第6号（2ページ以内）、体制図：任意様式（1ページ）  
合計3ページ以内）

本業務に配置する予定の業務責任者・現場代理人を、様式第6号に記載すること。記載しきれない場合は2枚でもよい。体制図は1枚にまとめること。

また、配置する者のうち、有資格者については、資格を証する書面の写しを添付するとともに、「保有関連資格」の欄にその旨を併せて記載すること。

加えて、記載した者について、その関係性を示した体制図を作成すること。

オ 類似業務実績（様式第4号）

「先端技術によるデータ化を活用した業務の効率化等支援」、「税の課税業務に関する業務（※）  
「その他本業務に関連する業務」について、類似する業務実績があれば、業務実績書（様式第4号）を提出すること（類似業務実績がなければ提出は不要。また、参加申請手続において添付した契約書及び仕様書の写しの再提出は不要）。

※課税業務とは、申告書類等の入力作業から税額計算、納税通知書等発送等の業務をいう。

カ 見積書及び内訳積算根拠（任意様式・A4・1ページ）

各項目の内訳金額を明確にすること。

- ④ 受付期間 令和7年2月19日（水）から令和7年3月19日（水）午後5時まで（必着）  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の  
休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ⑤ 提出部数 10部（原本1部と写し9部）
- ⑥ 提出場所 行財政局税務部固定資産税企画課に郵送または持参

（4）企画提案書の疑義事項に関する質問書の送付

企画提案書において疑義があると認められる箇所がある場合は、行財政局税務部固定資産税企画課から参加者に対して、質問書の送付により質問を行う場合がある。

仮に本市から質問を行う場合は、令和7年3月26日（水）頃を目途に、その旨を対象の参加者のメールアドレス宛（様式第1号に記載のもの）に連絡する。その場合、当該参加者は、質問書の送付を受けてから5日以内に、6（2）②に記載のメールアドレス宛に回答すること。

なお、当該質問書に対して回答するに当たっては、当該疑義事項に直接的に関係のある資料を追加で提出することは認めるが、その場合、既に提出した企画提案書に記載のない内容その他当該企画提案書に関係のない内容を追加することは認めない。

(5) 参加申請後の辞退について

令和7年3月19日(水)午後5時までに、辞退届(様式第7号)により、神戸市行財政局税務部固定資産税企画課に、郵送又は持参により提出すること(必着)。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- ② 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】
- ③ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】
- ④ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【30点】
- ⑤ 類似業務実績の豊富さ【20点】
- ⑥ 業務実施体制【10点】
- ⑦ 地元企業に対する加点【10点】

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、償却資産申告書データ関連業務に関する提案審査委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、採点基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 事業者選定にあたっては、提案審査委員会において、提出された企画提案書等の内容を上記(1)に掲げる選定基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ④ プレゼンテーションは実施しないが、企画提案書における疑義事項について、質問を行うことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 本業務は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号

神戸市 行財政局 税務部 固定資産税企画課

償却資産担当 亀野・花谷（電話番号 078-647-9424）